

令和6年度第2回今治市地域公共交通活性化協議会 議事録

日 時 令和6年8月6日（火）13：30～15：00

場 所 今治市役所 市民会館 大会議室

出 席 者

・ 委 員：土居 忠博，窪 仁志，松本 真一，川田 卓哉，佐津間 英樹，

岡本 武夫(代理)，赤尾 宣宏，森倉 遼太，篠原 伸明，三浦 裕典，

佐薙 照人(代理)，丹治 靖代，新居田 昌彦，井川 達也(代理)，清水 駿，

山崎 昭二，阿部 克也，横山 勲，村上 恵子，松村 暢彦，

山本 美恵子，松浦 和仁

(欠席) 谷口 政賀津，三好 哲，砂田 篤志，増田 輝彦

・ 事務局：富田地域振興部長、白石地域政策局長

地域振興部 地域政策局 地域振興課

越智(良)課長，越智(浩)課長補佐（兼）室長，

吉本課長補佐，八木係長，阿部主事

1 開会

地域振興部長：

ただいまから令和6年度第2回今治市地域公共交通活性化協議会を開会させていただきます。
本日の会議につきましては、お手元の会次第に従いまして進めさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

本日でございますが、一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会の谷口委員、今治商工会議
所の三好委員、瀬戸内運輸労働組合の砂田委員、国土交通省四国運輸局の増田委員が都合により

欠席となっております。

また、今治タクシー事業協同組合 平野委員の代理で岡本様、愛媛県伯方警察署 太壽委員の代理で佐藤係長、しまなみ商工会 村上委員の代理で井川事務局長がご出席されております。

委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、本会が会議として成立しますことをご報告申し上げます。なお、本会でございますが、原則公開で行うこととしておりますので、本日もそのようにさせていただきたいと思っております。

続きまして、開会にあたり、今治市副市長土居忠博よりご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

土居会長：

皆さんこんにちは。本日は皆さん大変お忙しい中、また大変暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。猛暑と言われたり酷暑と言われたりしてますが、最近は何にか危険な暑さとまで言われてて、ずっと暑い日が続いてます。そのなかではありますが、この先週末というか、土曜、日曜で、第27回の今治のおんまくが開催されました。熱中症等も心配されたんですけども、なんとか大きな事故等もなく、無事に終わりました。ここにお集まりの皆さんの中にも多くの方々にいろんな形でご協力いただきましたこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。本日は8月6日ということで、79回目の原爆の日がありました。私も学生の頃広島に住んでましたので、非常にそういう意味ではちょっと今日という日は重い日でございます。また、明日からですかね、もうこれだけ暑いんですけども、明日が立秋ということで、なんか残暑に入るといえるのか、もう秋がもうすぐやってくるような感じもしてますけども、まだまだもうひと踏ん張りこの夏、皆さんと一緒にいろんなことに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日でございますけども、お手元の資料にありますように、朝倉地域の乗合タクシーの運行の改善案、なかなか利用者が伸びなかった朝倉地域の乗合タクシーどうしようかという案、それと併せまして、吉海地域の乗合タクシーの運行の案もございます。併せて、地域公共交通計画の改訂についての議題もあがっておりますので、そちらについてもご審議をいただけたらと思います。

人口が減って、高齢化が進んでという中で、地域公共交通というのは非常に大切な、より重要な意味を持って参ります。地域の皆さん方の足をどう守っていくのかっていうのは、今治市

政にとっても大変重要な課題になってます。そういうなかで、合併 20 周年を来年の 1 月 16 日に迎えますが、その 20 周年を踏まえて、これからの 20 年後の今治の地域交通はどうあるべきかという議論もこれから市において進めて参りたいと思っておりますので、そちらについてもまたよろしくお願いしたしたいと思います。

それでは、今日は議題も若干少ないようですので、予定よりも少し早く終わるかもしれませんが、皆さんよろしくお願いいたします。

地域振興部長：

ありがとうございました。ここで、今回人事異動等による委員の変更がございますので、変更があった方のご紹介をさせていただきます。今治市老人クラブ連合会 若手委員長 横山 勲様でございます。その他、事務局及び今治市関係課の出席者につきましては、委員名簿の裏面のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

それでは早速、次第 3、議事に移ります。ここからは進行を会長の土居副市長にお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

3 議事

（議案 1）朝倉地域乗合タクシーの運行について

土居会長：

それでは、議案の第 1 号にあります、朝倉地域乗合タクシーの運行につきまして、議題といたします。まず事務局から説明を差し上げます。

地域振興課長：

それでは、議案第 1 号「朝倉地域乗合タクシーの運行内容について」ご説明をさせていただきます。

前回、第 1 回の当協議会におきまして、朝倉地域乗合タクシーの運行方法を変更することについて、ご承認をいただきましたが、その後、プロポーザルにより運行事業者を選定し、運行方法の最終案を作成いたしましたので、その内容についてご審議をお願いしたいという案件で

ございます。

資料1ー1「協議が調っていることの証明書(案)」をご覧ください。記載内容について合意をいただき、この証明書を運輸局に提出しようとするものでございます。こちらは運行内容をまとめたものとなりますので、この証明書の内容については説明を省略させていただき、別の資料で運行方法について詳しくご説明させていただきます。

まず、運行業務委託会社についてでございます。資料1ー2「朝倉地域乗合タクシー運行業務プロポーザル選定委員会選定結果」をご覧ください。令和6年6月14日に朝倉地域乗合タクシー運行業務プロポーザル選定委員会を開催いたしました。有限会社延喜タクシー、1者のみの応募でございましたが、目的を達成できるものと判断いたしまして、契約候補者として選定をいたしました。

それでは、運行方法について詳しくご説明させていただきます。第1回協議会でご承認いただいた案からの変更点をご説明いたしますので、資料1ー3「朝倉地域乗合タクシー運行見直し案対照表」をご覧ください。また、資料1ー4「朝倉地域乗合タクシー運行業務仕様書(案)」の最後のページにございます別紙運行計画図を併せてご覧いただくと、運行のイメージが湧きやすいかと思います。

まず、「朝倉支所周辺エリア行き」についてでございます。こちらは路線名を「朝倉地域内移動」に変更いたします。表の左が現在の運行方法、真ん中が第1回協議会で承認いただいた案、右が今回作成した案でございます。第1回協議会案では、乗降場所をごみステーションに設定するとしておりましたが、今回の案では、「朝倉地域内の利用者が指定する任意の場所」としまして、朝倉地域内を自由に移動できるようにいたします。それに伴い、目的施設停留所の設定を廃止いたします。

次に、「済生会今治病院エリア行き」についてでございます。こちらは路線名を「旧市内エリア行き」に変更いたします。こちらについても朝倉地域内の乗降場所については、「利用者が指定する任意の場所」とすることで、より利便性の高いものにいたします。

次に、資料1ー4「朝倉地域乗合タクシー運行業務仕様書(案)」をご覧ください。こちらは朝倉地域乗合タクシーの運行に関して必要な事項を定めるもので、主な内容についてご説明いたします。前回の協議会でご承認いただいた案からの変更箇所を朱書きにしております。

まず、3 事業主体は、当協議会となります。

5 業務委託期間ですが、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの半年間とし、業務実績により契約更新が可能ということとしております。

7 業務内容の(1)でございますが、運行方法についてです。運行エリア、運行ダイヤ等に基づき、予約制の乗合方式としまして、予約状況に応じた運行距離を優先した最適な運行経路及び順序で運行します。また、予約のない便につきましては運行いたしません。(3)でございますが、運行区域、運行日、運行便数について、乗降場所の表記を先ほどご説明しましたとおり、「利用者が指定する任意の場所」に変更しております。運行日につきましては、月曜日から日曜日の週7日としまして、今回事業者と協議の結果、祝日も運行していただけるとのことで、注釈から祝日については削除をいたしております。(4)運行ダイヤについてでございます。旧市内エリア行きでは、表記のダイヤで往路、復路ともに各6便、朝倉地域内移動についても6便運行としております。(5)利用区間についてでございます。旧市内エリア行きが朝倉地域と目的施設停留所間を移動可能として、目的施設停留所から目的施設停留所への移動は不可としております。(6)運行車両についてですが、1便当たり1台で運行することを基本としております。予約状況及び車両定員に応じて追加車両を配車することとしております。運行にあたっては、乗合タクシーであることがわかるように、車両の側面にマグネットシートで掲示をいたします。(7)乗降場所についてですが、朝倉地域内では利用者が指定する任意の場所としまして、旧市内エリアについては、協議会が指定する目的施設において、標識により表示いたします。(8)利用料金についてですが、協議会が定める料金としておりますが、こちらについては、資料1-1「協議が調っていることの証明書」の(4)に記載しております。朝倉地域内移動につきましては、大人400円、小人200円、旧市内エリア行きでは、大人800円、小人400円で、障がい者、65歳以上の高齢者及び運転免許証返納者は半額となります。幼児は保護者1名につき1名まで無料、乳児は無料といたします。(9)ですが、予約受付につきましては、予約開始は運行の1週間前からとします。予約の締切りについては、前回の協議会の際には前日までとしておりましたが、今回は第1便は当初の予定どおり前日の16時半までとしまして、2便目以降は希望する便の2時間前までと変更しております。

次に8 委託料についてでございます。委託料については、運行した実車区間に対してのタクシーのメーター運賃に運行管理費として月1万5千円を加えた額といたします。

以上が運行に関する主な内容でございます。

次に、運行費についてご説明いたします。参考と書いております資料「朝倉地域バス路線・乗合タクシーの運行費比較」をご覧ください。令和3年度の路線バス朝倉線を維持するための運行費補助額は、全体で17,236千円、うち市補助額は11,290千円で行っていました。現在令和5年度の朝倉地域乗合タクシーの運行費負担額は、利用が非常に低調であったため、432千円で行っていました。今回の運行方法の見直し（乗降場所の改善、目的施設の追加、運行日の増加等）でございますが、この見直しによりまして、玉川地域乗合タクシー並みの利用となれば、

運行費負担は 3,000 千円程に増加する見込みでございます。しかしながら、それでもバス路線に補助していた頃の額の 3 分の 1 以下となる予定です。今後、バス路線の代替交通として乗合タクシーを導入していく場合には、バス路線に補助していた額よりも公費負担を抑えつつ、より利便性の高いサービスを提供していく予定です。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

土居会長：

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等をいただこうと思うんですけども、整理して申し上げますと、資料の 6 ページの地図のところをご覧いただいたらと思うんですけども、こちら元々はバスが走ってました、そのバスがなくなる代わりに乗合タクシーをやってみましたということです、それについては、その次の参考としてる運賃比較表を見ていただいたらわかるんですけども、乗合タクシー非常に利用人数が少なくて、結果、市の負担額っていうのは、43 万円にしかならなかった。これは市の財政が助かったというよりも、そこまで利用していただけなかったということで、逆に我々はこれは問題だと考えております。そういうなかで、今回お話がありましたようにこの地図の中の赤い部分、この中で移動していただく場合には、大人 400 円、子供 200 円ですけども、65 歳以上の高齢者の方などは半額になりますから、200 円で朝倉地域内は行き来できると。そして乗り場所もこれまで 13 か所だった、あるいは今度 100 か所ぐらいごみステーションの単位まで増やそうとしてたんですけども、もうそれよりもさらに増やして、利用者の指定される庭先まで乗合タクシーに行ってもらおうと、そこで拾ってもらって出掛けるということにしたいということでございます。運行日も元々週 3 日だったものが、毎日運行できるようにするということで、大幅に利便性を向上させております。また、赤いエリアからブルーのエリアに行く場合、朝倉地域外に行く場合っていうのが、その地図を見てもらったらいいいんですけども、ブルーのところには赤い点が入ってます、さいさいきて屋とか、済生会病院とか、広瀬病院とか、伊予富田駅とか、マルナカ、こういうところに行く場合には、料金は大人 800 円ですけども、65 歳以上になると半額ですから、400 円でいけるといって今回やってみたいということでのご提案でございます。そういうことを踏まえまして、なにかこの関係についてご質問・ご提案等ありましたらお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

森倉委員：

ご説明ありがとうございました。 2点ご質問させてください。

1点目が、今回ごみステーションから任意の場所っていうところに乗降場所を拡大したわけですけど、ごみステーションの箇所っていうのは、少なくともごみ収集車が停車できる程度の安全が確保できる箇所というふうに認識をしていたんですが、今回その安全対策はどのようにされるのでしょうか。

もう1点は、玉川地域乗合タクシーと利用人数は同等ぐらいという予測をされてるんですけど、玉川と朝倉の人口から考えてこのぐらいっていうところが見えているのか、そのあたりの規模感を教えてください。お願いします。

地域振興課長：

まず1点目のですね、安全対策に関しましては、タクシー会社さんややっぱり当然道が狭い位置とかもございまして、そのあたりはですね、ここまで出てくださいというような話をさしていただきながら、車が転回できるところで停車していただくというような形で対応しますというふうな話はいただいております。もう1点でございまして、玉川地域のほうが人口が少し多ございまして、約2割、朝倉地域よりも多い状態でございます。朝倉地域が3700人程度で、玉川地域は4500人弱ということになりますので、基本的には玉川地域を基準に考えてございます。以上でございます。

森倉委員：

2点目については理解できたんですけど、1点目、安全に配慮する義務が運行したら今回の協議会ってことなんですけど、どこまで求められるべきもので、それに対してしっかりと安全配慮義務を取っていなかったとして、当事務局と協議会が責めに追われることはないのでしょうか。

地域振興課長：

ご質問についてなんですけれども、基本的には今回の契約に関してはですね、利用者及び第三者に対して損害を与えた場合ですね、受託者の責任、負担において一切を処理することとしております。まずその点についてご説明を申し上げます。もう1点、通常のタクシーの運行と

同様の形でですね、お迎えに行かれるとか、降ろされるという流れのなかでですね、現行と同じような形で転回がしやすい場所等を選んでいただくというところはですね、確認はできておりますので、その部分では問題ないのかなというふうに考えております。こちらとしましてもですね、そういう状況に至ってはいけませんので、十分そのあたり事業者、受託者に対してですね、安全配慮については求めていきたいと考えております。

土居会長：

通常のタクシーであれば、お家の前までつてのは常識なんですけども、当然そこにも安全配慮義務が生じるわけで、乗合タクシーについても、ある意味そういう安全の確保義務っていうのはあると思うんですけども、万が一事故等があった場合も、一応契約上は運行業者、タクシー業者さんが責任を負うということにはなってるということでございました。よろしいでしょうか。

他、どなたかがございますでしょうか。

それではこちらの第1号議案になりますが、朝倉地域乗合タクシー事業実施計画(案)につきまして、承認をいただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは承認をいただいたということで、ありがとうございました。

(議案2) 吉海地域乗合タクシーの運行について

土居会長：

続きまして、同じく議案の第2号になります。吉海地域乗合タクシーの運行についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

地域振興課長：

それでは、議案第2号「吉海地域乗合タクシーの運行について」ご説明をさせていただきます。

吉海地域におきましても、乗合タクシーの運行方法の見直しを行いたく、内容についてご審議をお願いしたいという案件でございます。

資料２－１「協議が調っていることの証明書(案)」をご覧ください。朝倉地域と同様に、記載の内容について合意いただき、この証明書を運輸局に提出しようとするものでございます。こちらは運行内容をまとめたものとなりますので、先ほど同様なんですが、この証明書についての説明は省略させていただきまして、別の資料で運行方法について詳しくご説明をさせていただきます。

まず、運行方法について変更点をご説明いたしますので、資料２－２「吉海地域乗合タクシー運行見直し案対照表」をご覧ください。また、資料２－３「吉海地域乗合タクシー運行業務仕様書(案)」の最後のページにございます別紙運行図を併せてご覧いただきますと、運行のイメージが湧きやすいかと思います。表の左が現在の運行方法、右が今回作成した案でございます。現在は田浦、棕名地域内の乗降場所として、集会所や旧バス停等を指定しておりますが、変更案では田浦、棕名地域内であれば、「利用者が指定する任意の場所」で乗降可能といたします。また、現在は、各地域の乗降場所と目的施設停留所間の移動のみに利用を限定しておりましたが、変更案では、田浦地域内の移動、棕名地域内の移動も可能としまして、各地域内を自由に移動できるようにいたします。併せて、利用者の意見を事業者から聞き取った結果、目的施設停留所に「村上歯科医院」を追加いたしまして、また、運行日を週５日から週７日に増加をいたしました。

次に資料２－３「吉海地域乗合タクシー運行業務仕様書(案)」をご覧ください。こちらは吉海地域乗合タクシーの運行に関して必要な事項を定めるものです。現在からの変更箇所を朱書きにしております。内容について、朝倉地域乗合タクシーと同様の部分は説明を省略いたします。

５ 業務委託期間については、委託先の事業者に変更はございませんので、現契約と同様に、令和６年４月１日から令和７年３月３１日としております。今回の運行方法見直しは、１０月１日から実施いたしまして、契約の変更で対応いたします。

７ 業務内容の(３)でございますが、路線、運行日、運行便数についてです。運行区域については、田浦、泊、福田、棕名、本庄の各地区と吉海地域中心部における医療機関及び商業施設等の目的施設を結ぶ区間を運行区域といたします。運行日については、月曜日から日曜日の週７日、各４便運行としております。運行ダイヤについては、田浦線、棕名線ともに、表記のダイヤで往路、復路ともに各４便としております。利用区間について、地域内停留所を対象区域の乗降場所（利用者が指定する任意の場所）に変更いたしました。また、地域内停留所から目

的地停留所への移動、目的地停留所から地域内停留所間への利用に限るとしておりましたが、対象区域の乗降場所から対象区域の乗降場所への利用も可能といたしました。ご覧いただいております別紙の運行図についても今回の変更を反映させたものにしております。以上が運行に関する主な内容です。

なお、今回ご承認いただけますと、朝倉地域、吉海地域で10月から週7日で乗合タクシーが運行することになりますが、この乗合タクシーの利用状況を踏まえまして、玉川地域についても運行方法を見直す予定としております。以上でございます。

土居会長：

ただいま事務局からの説明が終わりました。同じように簡単に説明をさせていただくと、5ページに吉海の地図があったと思うんですが、これの青い丸で囲んでいるとこと、黄色い丸で囲んでいるところ、こちらから吉海のある意味その支所の周辺、赤い囲んでいるところまでの運行について、先ほどと同じような形で見直しをさせていただきますということです。同じように、これまでが集会所あるいはバス停のところまで、そこからだったんですけども、今回は先ほどの朝倉と同じように、もう庭先からでもいきますよ、ということになっております。そして、運行日につきましても、これまで週5日ということにしてましたが、地元のタクシー事業者さんのご理解をいただきまして、もう週7日やりますということでお返事いただきましたので、今回この週7日という形で提案をさせていただいております。

今回のこの吉海地域の案につきまして、なにか皆様からご意見があればお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

山本委員：

愛媛運輸支局の山本です。ご説明のほうありがとうございました。朝倉地域も吉海地域もなんですけど、今回こういった変更をするにあたっておそらくですね、便利になると思いますので、利用者の方が増えるかとは思いますが、住民の方にどのように周知をするのか、教えていただけたらと思います。

地域振興課長：

現在ですね、広報にチラシをセットして配布するやり方とですね、あと地域のほうでやっぱり特に朝倉については利用が全くこれまで進んでない状況もございますので、両方の地域でもそうなんですけれども、住民説明会のほうをまたさしていただく予定でございます。

山本委員：

いろんな協議会に参加させていただいて、いろんなところでデマンドのほう導入しているのを見てきてるんですけど、なかなか特に高齢の方が最初に乗るのに抵抗がある、1人で乗るのに抵抗がある、どうやって乗っていいかわからないということで、利用のほうが進んでいない状況がよく見られるので、乗り方教室であるとか、説明会とかを丁寧におこなっていただいたら利用者也増えると思いますので、そういった工夫をしていただけたらと思います。

土居会長：

ありがとうございます。言われるとおりのなかなか最初の一步っていうのはね、難しいところありますんで、そのあたり各それぞれ支所の職員もおりますし、それぞれの地域で地域のケアをやってる皆さん、保健師さん、いろんな方がおられます。皆さんに声掛けて、最初の一步は丁寧に利用を呼びかけて実際の便利さを知っていただくということに努めたいと思っております。その他なにかございますでしょうか。

そうしましたら特にないようですので、こちら吉海地域乗合タクシーの運行につきまして、承認いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それではご承認いただきました。ありがとうございました。

(報告1) 今治市地域公共交通計画の改訂について

土居会長：

それでは次に次第の3に移ります。こちら報告事項になります。報告第1号、今治市地域公共交通計画の改訂についてでございます。事務局から説明を申し上げます。

地域振興課長：

それでは資料3「今治市地域公共交通計画の改訂について」をご覧ください。

前回、第1回協議会におきまして、本年度の事業計画内の「今治市地域公共交通計画の改訂について」ご承認をいただいたところでございますが、その後、5月21日に公募により3者での入札をおこないまして、株式会社オリエンタルコンサルタンツ松山事務所が落札をして、5月27日、契約をいたしました。契約金額につきましては、682万円となっております。第1回協議会で掲げさせていただいた年間スケジュールを資料3のほうに載せておりますので、ご覧ください。今後の進め方・整理の方針ですが、アンケートは市域全体で5000世帯を対象予定として、主に取組検討に資するニーズや課題、実現可能性を把握するよう努めます。②公共交通体系、陸上交通でございますが、見直し検討としまして、これまでの基礎調査等で整理した公共交通ネットワークの将来イメージを踏まえて、公共交通体系の見直しの内容や進め方、展開等を検討していきます。③航路の運航や利用状況等を踏まえまして、運航ダイヤ調整等のサービス内容の見直しを検討し、生活交通以外の利用を促すため観光での航路の使われ方などの他地域の好事例などを整理していきます。④DXを活用した利用促進や地域連携の取組検討として、MaaS（複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービス）でございますが、MaaSやキャッシュレス決済、自転車観光との連携等、他地域で取り組まれている利用促進・地域連携事例を整理いたしまして、市への適用可能性や取組内容を検討いたします。次のページをお願いします。

国がまとめております公共交通計画の見直しの方向性を踏まえて、関係者との認識、連携の方向性をそろえるため将来像や方針等を可能な範囲で具体化しまして、施策については、基礎調査の成果を基本としつつ、負担や費用的に無理のない形で、施策に載せる参考事例も気軽に取り組める簡単なものを掲載いたします。

あと、前向きな印象の計画となるように配色やイラスト等を追加しまして、計画の主たる部分の基本構成を30ページ程度に見直し、分かり易いものとするよう努めます。以上でございます。

土居会長：

説明は以上でございますが、こちらの計画なんですけども、ご意見もまた順次お伺いしようと思うんですけども。こちらについては、目標年次が5年先のことを見据えての地域公共交通計画ということで作っていかうとしてるんですけども、冒頭ご挨拶で申し上げましたように、それはそれで当面5年間どうしようかっていう話と、この先10年20年先にですね、例えば島のバスがどうなるかあるいは島を繋いでいる船、公共の船がどうなるか。そういうのもいろいろシミュレーションをしながら、地域の足を守っていくためにはどういう方法が一番いいのか

なっているのは、20 年先ぐらいを見据えた計画もこれと並行して、これは正式な計画というよりも構想として、我々はその検討を始めないといけないなという今議論を中ではしてます。そういう意味で、こちらのしっかりとしたその 5 年先の地域公共交通計画と、少し先まで見据えた将来構想みたいなものを並行しながら、今後検討をさせていただくということになると思いますが、こちらについてまあその両方について構わないんですけども、まずは特にバスのお話でお伺いをしたいんですけども、まずは瀬戸内運輸さん、陸地部のバスで今回の朝倉とか玉川のように、やっぱり少しかつこの形での乗合タクシーみたいな形で移行せざるを得ないところっていうのはまだまだあるという認識でよろしいんでしょうか。その辺の将来見通しも含めてちょっと概要をお知らせいただいたらと思うんですけど。

川田委員：

そうですね、先々のビジョンというお話で確かにですね、ビジョンを持たざるを得ないんですけども、5 年先程度のことでしたらおぼつかないこともないんですけど、なかなか社の現状から言いまして、10 年先というのは見通せないのが本当のところであります。確かに本当にこの 5 年ぐらいのスパンで考えますと、今本当に現実問題で起こってますのが、今治県病院の移転問題、そこの輸送どうしていくか、多分 5 年、6 年先のことになってくる。それが移転すると、今そこを走っている路線をまたどうするかという問題もあると思いますし、ひいてはやはり今回、去年の玉川、今年お話をさせてもらった朝倉と、どうしてもですね、旧郡部のほうが人口も減っておりますので、なかなか路線の維持の形が難しくなっておりますので、傾向としましては今後も合併前の郡部のところがですね、非常に維持が困難になってくるのではないかと、そういう想定はしております。以上でございます。

土居会長：

ありがとうございます。ここで島のほうのバスのことというと佐津間さん、いかがでしょうか。

佐津間委員：

今のところですね、当社これから先、路線の廃止等とかは今現在なんですけど、考えてるような路線はございません。ただ、小・中学生の減少が激しくてですね、島嶼部から今治を結んで

る急行路線、これがもうほとんど高校生の通学が主体となってるんですが、もう生徒数の減少が見えてきてますんですね、いずれこちらのあたりが減便になるのかなというまだちょっと想像の段階なんですけど、そういった状況でございます。以上でございます。

土居会長：

瀬戸内海交通さんは、宮浦～出走線あたりが廃止になって、そこに今チョイソコ大三島という形で新しい運行体制である意味乗合タクシー的なものを動かしてるんですけども、今後もういうことになっていく感じですか。路線の一部が廃止されてそれになんらかの肩代わりするような手当が必要という感じなんですかね。

佐津間委員：

今現在ですね、出走線のような廃止に向かっていこうとする路線というのはございません。今の路線をできるだけ長く維持していこうとは考えております。以上です。

土居会長：

ありがとうございます。一方で船のほうですけども、せっかく赤尾委員さん来られてますが、芸予汽船さんの路線とかですね、そのあたりが今後どういうふうになっていくのかっていうのもちょっと我々心配しておるんですけども、なにか5年先でも10年先でもこんな感じかなというのがあったらお聞かせいただいたらと思いますが。

赤尾委員：

正直言いまして、しまなみ海道開通以後、今治から広島県の因島まで9往復しております、ですが、いわゆる過疎化・高齢化、それから燃料費の高騰、そして、それに対してコロナの感染の問題ということがありまして、減便をいたしました。利用者が非常に減ったということで減便をいたしました。従来は2隻で7往復しておったものが、1隻で4往復となったということでございまして、上島等からまた伯方島から今治への輸送っていうのは、定期券、それで通勤・通学してる方が多数あるもんですから、いまだに4往復にしてよかったのかどうかということを非常に悩んでおります。利用者の方に大変不便をかけておりますということで、

我々にしてみれば、今治市である伯方島、大三島、大島は橋を利用することができるんですけども、やはり上島との間で、愛媛県の領域でございますので、足の確保っていうのが必要かと思っております。従いまして、上島町の人たちがしまなみ海道を利用して愛媛に入る方法と、船を利用して今治に入る方法というのを2つの選択肢に置き換えていただくことが非常にありがたいというふうに思っております。我々も船員の確保っていうのに非常に苦労しておりますので、今後はやはりこの問題はなかなか解決できそうにないものですから、やはり我々は第3セクターとしてオペレートしておるものですから、各自治体に負担のお願いをしておるわけでございますので、将来にわたって島嶼部の利用者の皆さんの理解が得られる範囲においてですね、そういう方向で私は進めていくほうがいいんじゃないかと思っておりますので、やはりこの陸地部の山間部の交通体系のあり方っていうのを私は大いに興味を持っておりますし、今後の対応の参考にしたいとこのように思っております。以上です。

土居会長：

ありがとうございます。今治市の交通体系を考えるとやっぱりそのバス、そしてタクシー、そして船この3つっていうのは、必ずその関連して考えないといけない話になってくると思っております。そういうなかで、今も伯方島がというお話がありましたけども、今治市連合自治会の阿部委員さんも来られてますが、今の船の話もありました。そしてバスの話もですね、先ほどちょっとご紹介した大三島で運行してますチョイソコ大三島っていうある意味デマンドバス、デマンド交通のシステムを場合によっては伯方まで延ばすこともありかなという議論もしたなかで、今現在はそれによってそのバス路線にある意味迷惑がかかったらいかんというんで、若干市としてもそのあたり迷ってるとこもあるんですけども、そういうことも含めまして、しまなみ地域の交通の維持とか増進について、なにかご意見等ありましたらお願いします。

阿部委員：

今、各委員さんからございましたように、やはり公共交通は要でございます。これはもう疑いがございません。ですけど、私どもの島みたいにタクシー業者もいないようなところはどうするんぞということなんですね。大三島から来てもらう、また大島から来てもらう、今治から来てもらう、お金がやっぱりかかります。だからなんかUberみたいなね、今、国のほうでそういう実験を始めてますよね、事業者がこれを管理していくということになるんですが、そうじゃ

なくて、海外みたいなことに業者がいなくてしょうがないじゃないかとかいうような方向に持っていかないと、なんかこう過疎は過疎でますます不便になるというようなことで、そんなことも含めてですね、協議していかないといけない。それは触りたくないところではあるんですよ、あるんですけど、業者がいなくて業者をつくらないじゃないかという運動もしてるんですけど、なかなか採算が合わないとか、新規にライセンスを取るのには従業員が今細々とやってる業者はいいんですけど、新規の場合はやはり管理者もいたり、車も2台以上いるとか、ちょっとハードルが高いのでそれを乗り越えることができないとかですね、そんなことでなかなか取り残されてる状態です。将来的にそういうことも含めて、この地域交通ここを守っていかなくちゃいけないのかなと思って今悩んでいるところです。例えば、もう運賃取らない、もうボランティアでお金のある人が保険も自分で入って島の中をグルグル回ると、もうお金はいらない、私はこれが生きがいなんだというような人が出てきた場合ですね、それをどういうふうにしていくか。いやもうこれはタクシーさんもないし、バスはありますけど、ちょっとこう頼むという、こういう吉海さんでやってるようなことをもう無料でやっていくと。寄付を募って無料でやっていくと。これ儲けよったらいいかんですよ。儲けよったらいいかんですけど、これ無料でやっていくっていう人が現れた場合ですよ、現れた場合、定年した後ですね、これを無視できないかなと思ったりもしております。非常に今悩んでおります。以上でございます。

土居会長：

ありがとうございます。そういう意味では今阿部委員さんから Uber とかいう話も出ましたけどもいわゆるライドシェアっていいですかね、運用あるいは運営許可は取らずにお互いが乗り合わせてっていう感じになるんでしょうかね。そういうのも今後は本当は必要かもしれないんですけど、このあたり国なり県なりで規制っていうのはどれぐらいあるものなんですか。お分かりになる方おられますか。

山本委員：

今お話のあった Uber のようなライドシェア、外国でやってるようなライドシェアっていうのは、現時点で日本では認められてはいないです。4月から国のほうで始まっているのが日本型ライドシェアというもので、タクシー事業者のほうで管理をして、安全を保証した上でのタクシー事業者のほうで安全管理をした上でのライドシェアというような形で今始まっています。今ち

よっとお話があったボランティアでやったらどうかっていうような、そういった方が出てきたらっていうので、必ずしも事業許可を取った形で運営をしていただくっていうことだけではないので、例えば、ボランティアである程度の保険であるとか、車両維持費とか、そういったもののだけを補助して、人件費のほうは補助できないんですけど、そういった形であれば、運送事業の許可がいらないよというような形、そういった形もいろいろありますので、どういった形で考えているとか、こういうことならできるっていうことがあればですね、ぜひ運輸局にご相談いただいて、適切なその地域に合った形の運送をしていただけたらと思いますので、うちのほう輸送監査部門が担当にはなりますけど、愛媛運輸支局にご相談いただけたらいつでもサポートさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

土居会長：

ありがとうございます。今の有り難い山本さんからのお話がありましたけども、我々例えば伯方島、タクシー事業者もいないというなかでどう運営していくかという話は、市が伯方島地域の皆さんと十分話した上で、多分市が中心になって運輸局さんとお話をしていくのがいいんだと思うのですが、そんなので構わないですかね。

山本委員：

そうですね。住民の方のご意見等を吸い上げていただいて、その上で市からご相談いただけたら、はい。その形に見合った形で考えていきますので。

土居会長：

これは多分先の話じゃなくて割と近いうちにそういう話も場合によっては相談を差し上げるかもしれないのでまたお願いいたします。

我々考えてたのが、ある意味国の中で今 Uber 的なものがないというなかで国家戦略特区に今治市なっているなかで、そういう特区制度を使って実証実験的にやる方法がいいのかなとか、あるいはそれが駄目な場合に例えば今上浦、隣の大三島の島のほうにはタクシー会社があるんですけども、そこから伯方から呼んだ場合にやっぱりどうしてもその橋の通行料金が問題になるので、その例えば通行料金に相当する部分はこれは市が予算化してそこはタクシー事業者な

り利用者の方の負担にならないような方法はとれないかなとかね、いろんな今頭の体操を始めているところなので、またいろんな形でご相談をさせてもらったらと思いますので、よろしくお願いします。

あと松浦委員さん、県のほうはなにかそういう取組に対してなにか規制とか問題とか支援策とかなにかありますでしょうか。

松浦委員：

まさに県もですね、今いろんな地域課題の現状把握とですね、それに向けての他府県の事例であるとか成功事例を調査・研究してるところでございます。今日そういったお話も伺いましたので、また必要に応じてですね、県もいろいろ相談に乗らせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

土居会長：

ありがとうございます。他ないでしょうか。最後になると思いますが、松村先生、全体を通じてなにかご提案なりこんな良い方法あるよとかいう話がありましたらぜひ。

松村委員：

そんな方法は持ってないんですけども、1つは先ほど伯方島のお話であったような住民互助型の交通手段の確保っていうやつですね、これは厚生労働省の管轄のほうでされてるようなものもあります。それは介護保険であったりとか、訪問Dとかって通常言われてますけども、そういうような方法もこれから地方部の地方については検討していく必要があるんじゃないかなと思います。この住民互助のやつをこの公共交通として位置付けていいかのかどうかってのはこれまた微妙なところではあるんですけども、実際問題として、例えば、隣の女子高校生を送りたいっていう非常に善意の話をここの場で議論しようとする、自家用有償運送であったりとかそういうことを立ち上げてみたいな話になってくると、非常に安全であったりとかそういうところの基準が高いところを求められますので、なかなか住民主体でそういうものを立ち上げるってのはなかなか途中で折れてしまうことが多いんですけども、それをもう少しハードルを下げたような形で住民互助の形っていうのは、おそらく、これから日本各地で頻繁に見られ

るんじゃないかなと思うので、そういったようなところも含めてですね、議論したほうがいいんじゃないかなというところです。

それともう1つは、教科書的にいうと幹線と支線というので今度この公共交通計画も位置付けられると思いますが、幹線については民間の交通事業者の方に頑張ってもらっていて、支線については公共、行政とそれから民間事業者でというようなことだと思いますが、これもおそらくですね、段々段々としんどい状況になってくるかなと思います。そうすると支線についても行政のほうで補助を入れながらですね、民間の事業者に運行していただくというような形にならざるを得ないのかなと思います。ただその時にですね、公共交通があるということの価値を十分住民の方々に分かっていただく必要があるんじゃないかなと思います。一旦無くなってしまったらそれをもう一度立ち上げるということについては極めて難しいっていうのは、もう朝倉であったりとか吉海だったりとかよくよくご存じだと思うんですね。だとしたときに、今公共交通のこのバスがあるっていうことは、非常に安全な移動手段が確保されてるっていうことなので、それがあううちにやはり乗っていかないとなかなか行政の補助を入れるにしても、1人あたり何万円っていうような補助額を入れることについての妥当性ってのはなかなか言えないんじゃないかなと思うので、そういうところでは住民の方々に十分理解をいただくようなモビリティマネジメントのような施策ってのはやっぱり地方については必要になってくるかなと思います。

あともう1つはmobiの話ですね、中心部のところの移動についてどう考えるのかということころです。これを僕全然答えを持ってないんですけども、もしかすると、この中心部の移動、非常に利便性の高いようなところの中心部の移動については、mobiに全面委託ってわけじゃないんですけども、全力で頑張ってもらえるようなそういう措置を作るっていうのも1つの策かなとも思いますが、これについてはちょっと僕も怖い側面もあるのでよく分からないなというところは思っていますが、今治が持っているこのmobiの素地っていうのをいかに伸ばしていくのかっていうのは1つの検討事項に値するかなと思います。

最後に、途中でも少しお話がありました高校生の話ですね、高校生の移動っていうのは実は非常に堅い需要なんですね、皆さんよくご存じの通学っていう意味では。さらにこれからの子育てであったりとか、それからIターン、Uターン、Jターンのようなことを考えていったときに、高校生の移動というのを公共交通で担っていくってのは私は極めて重要なことなんじゃないかなと思います。県の公共交通の契約のなかでもアンケートがあったんですが、6割ぐらいがですね、自家用車で送迎ということになっちゃってると。なっちゃってるっていう言い方は良くないかもしれませんが。そうなってるような地域なんかもやっぱりあるわけですね。と

いうことは、我が子のことを思って公共交通じゃなくって自家用車で送迎してあげるということが、実は自分たちの地域の将来の寿命をですね、短くしてるといようなこともあり得るので、そのあたりもぜひ十分に高校生に対する補助とそれから周知っていうのも地域の公共交通にとっては、非常に命綱になってくるんじゃないかなというようには思っております。

はい、雑駁なところですがこういうふうなところ考えてます。

土居会長：

ありがとうございました。あとひとり大事な人を忘れてました。ＪＲの窪委員さんもおられましたので、ＪＲもそういう意味では地域交通非常に公共交通として大事だし、もう今治の高校に通う子達も結構ＪＲも乗ったりしてますが、そのあたりＪＲさんとして、地域公共交通に対する全般のお話で構わないんですけど、宜しかったらぜひお願いします。

窪委員：

今松村先生が言われたようにですね、我々の一番のお客様っていうのがですね、やっぱり高校生なんですね。高校生が通学するこの列車ダイヤっていうのはものすごく大事に今我々受け止めております。直近のプレス資料なんですけど、今度松山駅が９月２９日に新たに開業いたします。そのときに乗り場とか列車の時刻が変わりますので、ダイヤの修正をさせていただきます。そのダイヤ修正でですね、今回非常に申し訳ないのですが、列車本数を減らします。これはなぜ減らすのかっていうとですね、いまのところ非常にですね、労働力不足。簡単にいうとですね、運転士がいらないんですよ。運転士がいないのでどうしようもなくですね、もう減便をせざるを得ないっていう、今弊社の状況はそういう状況です。普通減便するなら昼間のデイトタイムの時間帯を、減便いままではしていったんですが、デイトタイムの時間帯減便しても運転士の要因って減らないんですよ。やっぱりいちばん多いところを減らさないとどうにもならないということで、列車ダイヤを調整して、二本走ってるところを一本にして編成を長くする、そういうダイヤ改正を今回何十年ぶりにやらさせていただきます。非常に心苦しいんですけどね、新しい駅が開業したのに列車が減るのかというようなことも言われてますので、厳しいところではございます。とは言いましても弊社ですね、今ローカル線も含めてですね、取組と言いますと、まず１つはパターンダイヤっていうですね、時刻を等時間制にして時刻表がなくても乗れるよっていうパターンダイヤの導入、それからもう１つ大きいところですね、モータルミックスの取組、いろんな交通資源を総動員して、移動手段の確保をしていこう

という取組を今やっています。

それからもう1つがチケットレスアプリ、チケットがなくても携帯アプリで乗れますよっていうサービスを今展開をしております。モーダルミックスの取組なんですけど、これは一部香川県内ではもう実施されておまして、簡単にいうとですね、路線バスとJRの路線が競合して走るようなところ、こちらはですね、JRの定期を持てると路線バスも使えるよっていう。ですからさっき松村先生言われたように部活動してる子とかですね、行きはJRがいいけど帰りはバスのほうがいいとかですね、そういう方でもJRの定期でバスも乗れちゃうということですね、三本松～引田で今実証実験をしております。

もう1つはですね、今度宇和島地区で予土線圏域で宇和島自動車さんと一緒になって、このモーダルミックスの取組の実証実験を今年度中に始めようと今ちょっと計画をしております。そういうなかもありますんで、JRは域内交通ではなくて広域なんですけど、今治市さんだけっていう話にはなかなかならないんですが、今治近辺でもですね、そういうJRとバスが並行で走ってて、そういう学生とかですね、いろんなところで使いやすい一緒に乗れたらなっていうようなところがあれば、ぜひ協力してですね、モーダルミックスの取組やっていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

土居会長：

ありがとうございます。ぜひJRとバスとの連携というか、よろしくお願いをしたらと思います。それと今お話ありました松山駅の高架化に伴いますダイヤの見直しで、今治の高校生、子供たちの通学とかには影響はありませんか。

窪委員：

はい。いちばんですかね、影響が出てくるのが松山～八幡浜間。ちょっと列車本数が減りますので。ただ編成両数は長くなるので、出勤するのが少し早くなるとか、出社するのがちょっと早くなるとか、というところは出てきますが、今のところ今治地区で大きな問題が出るっていう認識はしておりません。

土居会長：

はい、分かりました。私もあれ見て自分の関係するところだけしか見なかったんですけども、つまらん話で申し上げますと、松山で飲み会があって今治に向いて帰ってしようとしたときに、今までは普通列車で22時半ぐらいのがあったので最悪それに乗れば今治に帰りつけたんですけど、それが無くなって、21時45分かなんかの特急に乗らないと今治まで辿り着かないというようなことになってるんじゃないかと思って、ちょっとそれショックだったんですけども、はい。すみません。いらんこと言いました。その他なにかご意見ございますでしょうか。

(異議なし)

そうしましたら、今皆さんからいただきましたいろんなご意見もですね、この地域公共交通計画の改訂であるとか、あるいは、10年先20年先を見据えた今治の交通の政策のなかに順次折り込んでいくということにさせていただいたと思います。こちらの計画の改訂につきましては、こういう形でやらせていただきます。

4. 閉会

地域振興部長：

以上をもちまして、令和6年度第2回今治市地域公共交通活性化協議会を終了いたします。
皆さんどうも長い時間ありがとうございました。